

平成26年度第3回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成26年10月29日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

1 文化芸術振興条例（案）のパブリックコメント実施結果（報告）

2 新体育館の運営計画

（1）スポーツ施設を拠点とした生涯スポーツの活動状況

（2）新体育館の運営方針と利用料金の考え方

3 その他

（1）おおたかの森センター等の指定管理者選定（報告）

（2）生涯学習専門員設置規則の改正（報告）

（3）生涯学習審議会委員の改選（報告）

4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 杉浦委員 辻野委員 山中委員
川上委員 石川委員 井田委員 小林千穂委員

5 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
小川図書・博物館長 玉田公民館長 松本生涯学習課長補佐
須田図書・博物館次長 須賀公民館次長 遠藤体育施設整備室長
齋藤体育施設整備室主任技師 椎名生涯学習係長 村上公民館係長
國崎臨時職員

6 傍聴者

なし

7 会議録

1 4 時 0 0 分開会

(事務局)

事務局による配布資料の確認（本日配布資料あり）

(小林会長)

今日はお忙しいところありがとうございました。

さて、今日は大きく3つの話がございます。一つ目は、皆さまに長い間ご検討いただきました文化芸術振興条例について、その顛末の報告と3番目の生涯学習専門委員の規則の改正を含めまして、こちら事務局からご報告がございます。

今日のメインは議事2番の再来年春にオープンを予定しております体育館についてです。皆様にもいくつか情報がいつていることとは思いますが、ハードの部分については着々と進行しております。それでこれから問題になるのは、どちらかというとソフトの部分です。体育館の内容、構造を知った上で、大きな目標である市民のために役立つ体育館となるにはどのような使われ方をしたらいいのか、どのくらいの料金だったら市民は使うことができるのか、ということについて、皆さまにご意見をいただければと思っております。本日は初回ですのでまとめるのではなく忌憚ないご意見をいただくという形にしたいと思います。

それでは最初の文化芸術振興条例について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料1「パブリックコメントの意見と市の考え方をまとめたもの」及び現段階の条例案を示して説明。

7月7日	最終審議
7月24日	会長・副会長より教育長に答申提出

パブリックコメントに向けての市の政策決定	
・第４条（市の責務）において財政上の措置が規定されていたが、別条だてに修正。第８条で財政上の措置について規定し、財政上の措置について努めていくという形となった。 ・基本方針の策定については、現在「生涯学習推進基本構想」の中に文化芸術にかかる部分がすでに挙げられており、市の総合計画、実施計画との整合性が図られていることから、計画が存在するということで新たな計画をたてるのではなく、現行の計画を推進し、必要に応じて見直しをしていくという形にまとめられた。	
９月１日～３０日	パブリックコメント実施（３０日間）
１３件の意見が出された（資料１参照） ・１１件はホールの整備の希望 →おおたかの森駅前市有地活用事業計画があり、ホール整備について考えている旨を回答 ・条例解釈について ・雅楽を含めた地域文化との触れ合いについて、祭囃子等を体験学習に導入すべきである。 →学校だけでなく生涯学習も含めて体験学習を推進していくと回答 ・条例制定に賛成 ・条例の見直しは２～３年すべきか否かということで見直し規定を条例の中に制定すべきではないか。 →社会の変化に柔軟に対応すべく、特に期間を決めずに必要に応じて見直しすると回答	
１２月議会	条例案を上程
１２月議会で議決を得て平成２７年４月１日から施行	

（小林会長）

ありがとうございました。

ホールの件は皆さんからもいろいろご意見がありましたが、市の基本計画にあるようですのでよかったです。

条文の変更は、お金について確約できないということがあるからということでしたが、理解はできると思いますので、これでご承認ください。

それから、具体的にどうするかということにつきましても、生涯学習の基本計画の中で考えていくということですので、逆に生涯学習の枠から大きくでたことについては、これはカバーしていないなとも読めるわけですが、ある意味動きやすいと思います。この後修正の形で議会に出るわけですね。

(事務局)

はい。

(小林会長)

では、また最終的なご報告をよろしくお願いします。

それでは、これから1時間半から15分くらいの時間を使って、新体育館のお話をさせていただこうと思います。

最初に事務局から資料2の現在の活動状況を、資料3で新体育館についてご説明がありますけれども、その間に私がちょっとだけコメントして2から3につないでいこうと思います。

それではよろしくお願いします。

(事務局)

資料2「スポーツ施設を拠点とした生涯スポーツ活動状況について」を示して説明。

《資料2の説明・補足》

1. 健康・体力づくり活動事業、みんなのスポーツ活動推進事業

(1) スポーツ推進委員：

現在は15名（定数17名・現在2名欠員）

法的位置づけは非常勤特別職であり、市や各種団体

が実践するスポーツ事業に携わり、市民に対するスポーツ事業の企画運営、スポーツに関する指導、助言に加え、地域スポーツのコーディネーターという役割、行政主催の事業への協力等を行う。

(2) コミュニティスポーツリーダー：

現在 55 名（資料を訂正）

毎週日曜日早朝に市内 5 地区で健康ジョギング講習会を開催。各地区において、コミュニティスポーツの集いとして「歩こう会」や市内の史跡を訪ねるウォーキング等を企画している。

2. 学校体育施設利用促進事業

利用状況について説明

3. 体育施設管理事業

スポーツフィールド利用状況

4. 体育施設指定管理者事業

総合運動公園体育館、総合運動公園屋外体育施設（ただし陸上競技場は新体育館建設のため平成 26 年 1 月 1 日付けで廃止）、河川敷野球場、市民プール、柔道場（南部柔道場が 13,957 人、北部柔道場が 20,162 人の計 34,119 人の利用があった。）

以上のように現在の総合体育館は年間 13 万人が利用する施設として市民の健康増進に非常に大きな役割を果たしていると言えます。しかしながら昭和 51 年のオープン以来 38 年が経過し、耐震補強が必要だと判定されており、体育館自体が狭隘ということもあり建替えに至りました。以上で説明を終わります。

（小林会長）

ありがとうございます。

今の説明で何か質問等はございませんか。

相当な人数の方が利用されておりますけれども、現在のキャパから考えてこれは目いっぱい使われているのか、それとも施設、施設

においてはもっともっと人数が増やせる可能性があるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

（事務局）

はい、体育館につきましては、大きな大会では使える状況ではないということで、使っていない団体、バレーボールなど、東葛のバレーボール大会や県大会等では、人数的なことや場所的なことで使えないということで現在は使われておりません。

しかし、特にテニスコートは予約がいっぱいで一番の収入源となっています。

（小林会長）

ありがとうございました。他にございませんか。

ないですか。それでは、資料3にいく前に、ちょっと疑問に思ったことがありますのでよろしいですか。

体育館を新しくする一つの大きな理由は、まずは古くなって手狭ということもあるのですが、新しくするからには機能やスペースを充実させてより市民のためにということがあります。では市民とは何だと疑問に思いませんか。私はふと思ったのです。それで、我々がこれから議論する市民は、基本的なイメージは市内に住んでいて税金を払っている方かなと思うのです。では体育館を使いたいという方はどんな人かというところ、個人と団体がありますが、団体については流山市のホームページにもあるように、流山市のスポーツの関係団体としては体育協会があり、たくさん部があります。これらを構成している人たちがどういう人たちかというところまでは押さえておりませんが、流山市の体育協会ですから流山市の人がメインなのだと思います。それから、スポーツに関係した市民活動団体というのが、分野でしか書いておりませんが、一つの分野の中に200近い団体があります。こういう人たちが手を挙げて使うだろうということです。それから公的活動団体、要するに小中高の学校関係の方が自分の学校でやる他にまとまって体育館等を利用するということがあるだろう。行政主催のいろいろな活動で、必ずしも体

育、スポーツに限定しないことも含めて行政主導の活動があるということで、これもユーザーになります。また、スポーツ以外の市民団体が、場合によっては大きなキャパがある、大きな会議室があるということで使うかもしれない。というようなことで市内に住んでいらっしゃる方がベースになるのだろうけれども、団体によってはその構成員が、市内の人がリーダーになっているけれども市外の人もあるということもあります。そういうことをどう考えるかということもおこってくると思います。このように新しい体育館の利用は市民のためであるということで市民とは誰かということがあると思います。

では、体育館はどんな風に使われるのかと考えてみます。一つは場所を貸すのですが、個人と団体があります。個人に貸すとなると体育館の中に個人で使えるジムのようなものがあるとか、あるいは体育館を使って教室型のオペレーションがあってそこに個人が来る、そういう形かなと思ったのです。それから団体が使う場合はその団体が使うわけですが、場合によっては市外の上位団体、バスケットならばバスケットの上の団体が使わせてとくるかもしれないです。これは主に場所を貸す形ですが、集客ということを見ると、個人や団体参加型の催し物を行政や体育館が考えてやるのかもしれませんが。それから体育館として運営することを考えれば個人の観客型、つまりイベントをやってそれに観客を集めるということもあるかもしれません。こういうことをやるのが広い意味で市民のためになるのかなというふうに考えます。

そこで今から事務局から新しい体育館はどんなものかという説明があります。皆様方はそれを念頭において市民のためになるには新しい体育館はどんな風に使われたらいいのか、使われることになるならば私たちはどのくらいの料金だったら払えるかといったことについて意見を述べて頂きたいと思います。

それではよろしくお願いします。

(事務局)

資料 3 を示して説明。

A【新体育館に対する要望等】

現体育館の建替えに至った理由
・利用頻度は高いが老朽化と規模が大きいこと ・耐震性の不足 ・大きな大会やレベルの高いスポーツができない（利用者の声）
新体育館の管理運営のあり方を議論・市民ニーズを探る
・大学教授・利用者・市民でなる市民検討会議を設置し議論 ・体育館利用者にアンケートを実施 ・スポーツ関係団体にヒアリング ・パブリックコメント実施 ↓ ①予約したくても抽選にあらず利用できない。 ②TX 開通に伴い新しい住民も増え、スポーツに対する要求も変化してきた。現状では個人では利用できない。 ③個人でも団体でも気軽に利用でき、多くの方が同時に利用できるような体育館にしたい。 ②各種スポーツの大会の開催・トップアスリートの試合観戦 ③幼いお子さんから高齢者まで多様な世代の方が利用できる ④文化的行事にも活用できるようにしてほしい ⑤災害時に役立つものにしてほしい ⑦設備の充実として冷暖房・バリアフリー等
流山市の基本方針（平成23年度策定）
効率的で質の高い公共サービスが提供できるように指定管理者制度をうまく活用しながら、新しい体育館が市民の日頃のスポーツの活動の場となること、スポーツ大会の会場として市内の大会にとどまらず、県大会等の大きな大会が開催できるものにしていきたい。スポーツを観る場、スポーツを支える場、さらには文化的行事にも活用していきたい。また、災害時には避難所として活用し、人や地球にやさしいということで自然エネルギーの活用やバリアフリーが充実した体育館を目指していく。

B【体育館の施設内容】

1 階	メインアリーナ・サブアリーナ・固定席（1500席） 天井高や照明（大会誘致基準に適合）スタジオ・多目的室（トレーニングジム※としての活用を検討）・大会議室（間仕切り可）150㎡（スポーツ後のミーティング会場、セミナー、会議・フィットネス） その他（授乳室・幼児体育室等） ※市場性調査の結果、最近の多くの体育館で導入されていることが判明し検討中。
2 階	武道場(第1・第2)（柔道・剣道・空手・フィットネス） ランニングコース(2階観客席周囲)(幅2m／1周200m)
3 階	弓道場（和弓：近的28m 6人立ち） （洋弓：30m 6人立ち）

C【新体育館配置図】

- ・ 流山セントラルパーク駅徒歩7分
- ・ 旧陸上競技場跡地に建設
- ・ 体育館東側に130台収容の駐車場・障害者用駐車スペースも配置の予定
- ・ 流山セントラルパーク駅からの動線としては、平成28年春の開館時にはまだ周辺区画整理が終了していないため都市計画道路の中駒木線の歩道を利用して誘導する形となる。
- ・ 駐車場利用者は東側、セントラルパーク駅利用者は西側の入り口を利用する形になる。
- ・ メインアリーナには多くの人が集まることが想定されるので、建物内の移動以外に外階段を東側、西側の2か所設けている。

D【下足エリアと上足エリア】

- ・ 図面の濃い色の部分は下足エリア、薄い色の部分は上足エリアである。

- ・ 2 階には直接上足のままあがることができる。
- ・ 外階段があるので、北側駐車場からの階段をあがって 2 階の入り口から利用する。2 階のランニングコースは上足エリアだが、それ以外は下足エリアなので外から直接靴のまま利用できる。
- ・ 3 階へも階段利用で 2 階から下足のままあがることができる。

E 【その他】

- ・ 多様な世代利用や障害のある方の利用に対応できるようにトイレ、シャワーについてもゆったりさせている。
- ・ 大きな大会を想定しているのでロッカー整備も検討している。
- ・ 災害時避難所として、非常電源として 3 日間の電源確保、食糧飲料水について 1, 7 0 0 人の 3 日分を確保。

F 【同規模類似事例の検討及び市場性調査】

同規模類似事例の検討 ・ 和光市総合体育館※を視察し、管理運営上に関する事柄、事業経費、収支についての確認を行った。 (※流山市の新体育館とほぼ同じ機能、規模)
平成 2 6 年 4 月 第 1 回市場性調査 (参加 2 0 社中提案提出 8 社)
新体育館の管理運営について民間事業者に提案を求めた。 ・ 貸館、指定管理者の自主事業の利用割合 ・ 自主事業としてどんなものが提供できるか ・ コストはどのくらいかかるのか
平成 2 6 年 5 月 8 グループ中 6 グループにヒアリング (結果については流山市 H P に掲載)
平成 2 6 年 6 月 第 2 回市場性調査 (指定管理者公募に向けての詳細な検討) 平成 2 6 年 6 月 1 8 日～7 月末 ヒアリング実施 (前回ヒアリングを行った 6 グループ中 4 グループ)

最終的に 4 グループから事業収支についての修正提案を提出 (9 月 調査結果報告として H P に掲載)

※指定管理者の公募前のため、企業の提案は企業のノウハウにかか
るため公表できない。

※市場性調査に参加していなくても指定管理者の公募には参加で
きる。

【市場性調査のまとめ】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市の基本方針である 7 つの方針を踏まえた提案が出された。・ 市民利用や各種大会を含む貸館利用をメインに空き時間を利用
した指定管理者による自主事業、スポーツイベント、トップア
スリーの営業的興業イベントを実施するといった提案が多く
寄せられた。 |
|--|

利用割合について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 貸館利用が 6 ～ 8 割、自主事業 2 ～ 3 割 |
|--|

自主事業、営業的興業イベントについて

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 今までの体育館にはない幼児から高齢者まで多様な年代の方が
参加できるスポーツ教室の他、スポーツの各種大会、トップア
スリーの試合（イベント）の提案がなされた。 |
|---|

利用時間の拡大について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 現在の午前 9 時から午後 9 時までの開館時間を拡大する、現在
の年間の運営日数（現在 3 4 5 日）を上回る提案が出された。 |
|---|

体育館利用者数を増加及び管理運営の収支コスト縮減について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ トレーニングジムが一番効果があるとの回答が多く企業の
出された。・ 保守管理、冷暖房費の抑制についても提案がなされた。 |
|--|

G 【市が考える新体育館が目指す管理・運営について】

市民へのサービスについて

・ 基本方針・基本計画・市場性調査結果を踏まえ、今後のさらなる議論が必要となるが、市民利用や各種大会、スポーツイベント、営業的興業の実施を図っていくことになる。
利用割合について ・ 今まで議会を含む議論の中で市民利用を中心に議論してきた。 ・ 貸館利用と自主事業は８：２くらいを考えており、さらに上を目指すかについては現在検討中。 ・ 開館当初は知名度認知度が低いため、利用の稼働率がかなり低くなるといった意見もあり、これらを参考にして検討している。
営業的興業について ・ 市民利用とのバランスを図りながら改正を目指していきたい。
利用時間の拡大について ・ 市民ニーズ、ＴＸ開通による交通の利便性により夜間のニーズも高まっており、午前９時から午後１０時をコアタイムとして指定管理者公募の際には一つの提案ができると考えている。
運営日数について ・ 現体育館の運営日数：年間３４５日 (年末年始及び毎月第３月曜日が休館) ・ 新体育館は現体育館の運営日数を上回る日数を指定管理者公募の際には求めている。
その他 ・ トレーニングジムの導入を検討 ・ 幼児から高齢者までの多様な年代の方が利用できるスポーツ教室等を求めている。 ・ コスト縮減のための工夫としての効率的な管理運営を求める。

H【利用料金設定について】

- ・ 施設の管理運営にかかるコストを基に利用料金が決まってくるが、流山市の公民館、生涯学習センター、体育館等の公共施設では税金部分と利用者負担の部分で管理運営を賄っている。
- ・ 施設を利用する人としらない人を公平にするために受益者負担の

原則ということで利用者にご負担をいただく。(平成２０年４月『流山市公共施設の使用料の設定に当たっての基本方針』)

- ・利用者負担の原則で方針を定め、管理運営に係る経費を算定して利用料金を定める。

【近隣類似施設の利用料金設定基準】(参考)

- ・流山市同様方針を定めているところが多く、その中で受益者負担の適正化基準を定めている自治体が多い。施設の設置目的に応じて受益者負担率（０～１００％）を定めている。

千葉市・市川市・柏市	体育施設	５０％
我孫子市	体育施設	７５％
印西市	新体育館	１００％
船橋市・松戸市・野田市	方針を定めていない	

※流山市は負担基準を設けていないので、近隣自治体の設定を参考にしながら、規模も機能もサービスも現体育館を上回るものになるため、新体育館の料金設定は現体育館の見直しではなく、新体育館として設定していくということで、受益者負担５０％で検討している。

※新体育館の料金については６月議会で条例手続きを行う予定であり、議会で承認を受けた後指定管理者の公募を行っていく。

I 【新体育館建設予定について】

施工会社	株式会社フジタ
着工	平成２６年１月
竣工予定	平成２７年１１月半ば
開館予定	平成２８年春 (新体育館完成と周辺整備等を考慮)
開館後	現体育館については速やかに解体

- ・建物については上記のとおりだが、周辺整備については別発注と

なり、外構工事は建物完成後となるため平成２７年度末から平成２８年３月くらいまでかかる見込みである。

（以上事務局からの説明要旨）

（小林会長）

ありがとうございました。皆さまは市民の代表というわけではありませんが、この審議会はユーザーの立場に立った新体育館の使い方や料金等について物申す責任があると思っております。

今日のご説明をお聞きになって、最終的には新体育館がどう使われて費用がどのくらいで使われていくのかということについてまとめていって、市が指定管理者の審査をする時に反映させていただくという形になると思いますので、そういうことを念頭におきながら、今日は感想でも意見でも質問でもよいのでご発言ください。

（佐々木副会長）

１階平面図で、文化的なことにも使われるということですが、平面図の右側がステージということによろしいのですか。

（事務局）

当初、２階の固定席以外に１階に可動席を設置しようということだったのですが、いろいろと財政状況の中で議論をしたところ厳しい意見がありましたので予定からはずすことになりました。

ステージについては、北側と東側にイベントができるようなものがあります。

（佐々木副会長）

２０数年前の話で申し訳ないですけども、体育館ではない公共施設を５０億円で作って維持管理すると建物がダメージでダメになる前ということで５０年で計算して５０億円かかると言われているのですが、５０年間維持管理運営していった年あたりどのくらいかかるのですか。

(事務局)

管理運営経費ということですか。

(佐々木副会長)

維持管理ですから、補修も含めてということです。

(事務局)

その部分も市場調査の中でいろいろとご意見をいただいておりますが、まだ幅がございしますが、1億円から1億8千万円かかるだろうと言われています。

(佐々木副会長)

現体育館を取り壊した後の土地はどうなるのですか。駐車場になる予定はあるのでしょうか。おそらくこれだけのものが建つとたくさんの方がいらっしゃると思うのですが、その場合現在の駐車場のエリアでは足りないと思われるのですが、現体育館の跡地はどうなるのでしょうか。

(事務局)

体育館の解体につきましては色々な手続きが必要になってきますので、新体育館が完成してすぐに取り壊しということは難しいと思っておりますが、取り壊した後の計画としては、今の場所で130台の駐車場がございまして、生涯学習センター側、南側に100台の駐車場がございます。このエリアは区画整理が進められておりまして、公園全体が一気に再整備ができればよいのですが、再整備には長い年月がかかりそうなのです。実際に都市公園ですから、みどりの課が所管となっておりますが、この部分については駐車場等のニーズも含め、はっきりと固まっていないので検討中です。

(小林会長)

では、杉浦委員。

(杉浦委員)

すばらしいものができそうですね。

2つほど教えてください。

まず1階の平面図でバスケットのコートが2面とれるということだと思いますが、図は真ん中に1つ書かれているのですが、こういう形でも良いということでしょうか。

(事務局)

はい。こちらの図は大きな大会等においてアリーナで1つの試合をすることを想定しております。こちらはバスケットコートであれば2面、バレーボールコートであれば3面とることができます。

(杉浦委員)

もう一つは、公的な大会で利用させていただく場合、施設料金が減免、学生であれば半額や無料といったところもありますが、その点については現時点では検討課題等になっているのでしょうか。

(事務局)

減免規定については、平成20年に策定した「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の中に減免規定がございますので、例えば高齢者(65歳以上)の方、市内の高校生以下の方は2分の1の料金といった設定がありますので、新体育館についてもそのように考えております。

(小林会長)

学校が利用する来年度の計画はかなり早く決定されますね。そうすると平成28年春に開館しても、指定管理者選定が平成27年の後半ということだと、そういった大きな大会等の予定が組めるのでしょうか。

(杉浦委員)

次年度の市内大会や葛北大会で使えるかどうかということは年

度半ばに詰めているのが現状です。

（小林会長）

もしも予想がつく場合であるならば、それを込みで行政が管理者と議論されるのも良いかと思います。

（事務局）

文化会館でもそうなのですが、学校が使う場合と指導課が小中発表会といった形で使う場合とではまったく違うのです。それと全く同じで、初年度はやはり今頃照会をかけていると思いますので、それが若干後ろに行くかなと思います。

（辻野委員）

事例検討で和光市を調べているということですが、体育館の大きさから判断したということですか。和光市が将来どのくらいの人口になって、流山市もこうなってということまで突っ込んで和光市を取り上げたのでしょうか。

（事務局）

基本的には同規模類似事例ということですが、同じような規模で同じような機能ということなのですが、和光市は人口7万から8万くらいの市なのですが、周辺に大手の企業が立地されており年間23万人の利用があるのです。流山市は現体育館が年間13万人の利用ということで、ざっくりですけども、この数字を市として掲げているわけではないのですが、現在の人口よりも将来人口が増えていくと思いますので、そのくらいの利用者数を目指していくということがございますので、利用状況を参考にさせていただきました。

（辻野委員）

受益者負担ということが0から100%ということですが、それぞれの市の事情で任意にとれるということを初めて聞きました。近隣が50%だからそのくらいになろうかというお話でしたが、建設

費用が５０億円で管理運営費として毎年２億円かかるということを考えて受益者負担をやっていくということですよね。民間ですと減価償却を考えてその分も入れて受益者負担を考えていくのが普通ですが、０から１００％の受益者負担を任意にとれるということについてご説明ください。

（事務局）

原価計算なのですが、市町村によって対象としている原価が違うということで、千葉市は流山市と考え方がほぼ同じで、経費として対象としているのが管理運営費だけにしています。柏市は権利運営費以外に建物の減価償却費を含めています。流山市は考え方の中に建物の減価償却費は含めておりませんので、管理運営にかかる経費のみを考えて算定を考えております。

最近、市川市で利用料金の改定を行っておりますが、こちらは受益者負担率が５０％ということで、こういう方針を定めても自治体によっては上限を設けていないというところもございます。ただ市川市は今そういう形で見直しをされているということで、私どもは管理運営にかかる経費だけを考えておりますので、近隣の千葉市、柏市、市川市で採用している５０％という考え方を基準に設定していきたいということです。それ以外では松戸市も船橋市も野田市もこういった方針を定めていないということもあります。ですから基準を定めているところを参考にさせていただいているということもあります。

（辻野委員）

流山は原価が低いから利用料金も安い、だから回りの人たちが流山でやろうということになるのかなということを想定したので。

（事務局）

適正な料金設定をして料金を決めていきたいと考えております。おそらく周りよりも安くなるということではないと思います。

（事務局）

少し補足させていただきます。

そこまで突っ込んだ形でお話が出来ればよいのですが、減価償却の部分は見ないという考え方です。そこまで見ると料金がかかなり高くなってしまうことと、行政の公の施設ですから、市民の方に利用していただくという視点もいれなくてははいけないですから、次の会議には料金がだいたいどのくらいでランキング的にもどのあたりかといったところまで説明できるかと思いますので、料金は抑えるといった方向であります。

（山中委員）

利用料金について私も聞きたいのですが、やはり利用率、稼働率の試算によって受益者負担の50%ということが変わってくると思うのですが、その辺はどのように想定されているのかということと、やはりオープン当初の見込みと4、5年経ってからでは稼働率も全然違うと思いますので、その辺をどのように考慮されるのかなということと、現状、例えば文化会館や公民館等の利用料の設定としては受益者負担というのはないのですよね。現状としてこの部屋は1,250円ですよといった今の料金設定はだいたい何%の受益者負担になっているのでしょうか。それも管理運営費用の割合で計算されているのでしょうか。

（事務局）

稼働率の話ですが、試算している中では、稼働率については利用者の責任ではないと考えておりますので、その部分については税金でまかなっていかなくてははいけないと考えております。

（事務局）

後半の部分について、文化会館のこの部屋などは一応維持管理費の一部を計算して1㎡1時間3円という共通原価があります。それで計算されております。

(小林会長)

他の方いかがでしょうか。

(井田委員)

今は小学生なのですが、私の子どもが幼稚園に行く前に流山市の児童館に登録していた時に、通常は1年間児童館で活動するのですが、一度だけ日時を設定して体育館で活動するということがありました。子どもたちは初めて広いところで楽しそうに活動していたので、自分たちの体育館だという意識が子どもたちの中にもできたようでした。上の子の時はこういうことがあったのですが、下の子の時はこういうことがなくなっていて、事情があってということで児童館の先生もはっきりとした事情を教えてくださいなかつたので、ちよつともったいないなと思いました。なぜそうなつたのか私も知らないのですが、平成18年生まれの子が3歳の時ですね。

(事務局)

指定管理に移った時ですね。

それは市主催の事業でしょうか、それとも児童館児童センター主催のものだったのでしょうか。市の主催事業であれば減免基準がありますので無料ということになるのですが。

(井田委員)

赤城の児童センターでしたが、思井も合同で行っていました。

そういうことがありましたので、特に小さなお子さんから高齢の方までということ掲げているのであれば、本当に地域の小さなお子さんからお年寄りまで使えるようにしていただけたらと思います。

(事務局)

児童センターの活動は平日の午前中と伺っていましたので、競争率はそれほど高くないので、もしかしたら児童センターの事業の規模を縮小されたのかもしれないですね。

(小林会長)

小さなお子さんからシニアまで使えるということをお願いしたいですね。

(井田委員)

はい。それから、先ほど「幼児体育室」と聞いて子どもが体育をすることができるのかなと思ったのですが、ご説明を聞きましたら、見守りができるという託児のようなイメージなのでしょうか。

(事務局)

はい。実際に利用される方が付き添ってみていただく形です。当然小さなお子さんが遊べるようなものもおきたいと考えております。

(事務局)

体育室となっているのは補助金の関係となっております。

(川上委員)

すごく楽しみですし、オリンピックもありますのですごく期待しております。

NHKのきょうの健康という番組で、高齢者の2人に1人はひざの痛みをもっていて、薬を服用するよりも運動するほうがひざ痛はよくなるというデータがでていたのです。今、ご説明をいただいて小さなお子様からお年寄りまでの健康ということで、そういったシニアの方も利用できるのだなと考えたら、そこに必要な足が必要だと思ったのです。電車はあるけれども、シニアの人は運転ができるのか、バスはどうなっているのかといったことを考えたのです。自分の足が悪くなった時に、バスはどこに止まるのかなと思ったのです。そういった方々が、私は運動は関係ないと思っている年代に対してアピールしていただいて、軽い運動を続けられるように、そしてそういった方々が通ってこられるような環境を、謳ってはいるけ

れども実際に行けるようなことを、私も行けるのだということもPRしていただけるように設定していただきたいと思います。うたい文句だけではなくて、実際にそのようにしていただきたいと思います。

（小林会長）

ハードがあってプログラムがあったら、アクセスも同時に考えてくださいということですね。

（事務局）

流山市は平成19年に健康都市宣言をさせていただきまして、健康プログラムについて基本計画の見直しの時期で、来週から政策調整会議に入ってということで見直しに入っております。健康ということは運動するといった健康はもちろんなのですが、まちの健康、まちづくりの健康ということも謳われておりまして、今お話があったアクセスのこともあります。今、路線バスやぐりーんバスがおおたかの森に向かっていて、そこからひと駅ということで、つくばエクスプレスはバリアフリーになっています。道路もそういう形にしていこうという計画になっています。今、そういった計画の見直しの真っただ中です。

（小林会長）

では期待しましょう。
石川さん、どうぞ。

（石川委員）

素晴らしいものができそうで嬉しいのですが、現在生涯学習センターにもフィットネスジムがあって、とても丁寧な指導をしてくださるということで人気があると聞いたのですが、同様の施設が至近に2か所あると施設過剰となって、新しい施設に人が流れて既存の施設がうまく生かせないという恐れもあると思いますので、例えばそれぞれが別の独自のプログラムを用意したり、素人考えなのですが、対象年齢を変えてみたりして、両方の施設を活かせるような配

慮をしていただければと思うのですが、そのあたりの兼ね合いをお伺いできますか。

（事務局）

ただ今、生涯学習センターのお話がでましたが、民間スポーツ施設の関係もありますので、利用形態、内容についてもできるだけ競合しないように差別化できるように考えたいと思います。

（小林委員）

ただ今トレーニングジムということでお話がでましたけれども、生涯学習センターはまさしくこの規模のお部屋の利用率が大変高く、会議等よりも運動に使いたいというものが多いのです。健康体操だったりダンスだったりするのですが、非常に多目的室的になっております。そうすると、せっかく体育館があっても、会議室はあるのですが、そういったものに使えるような場所がないように思いますので、せっかく作ったスタジオ多目的運動室がジムとしてマシンが置かれて使えなくなってしまうと、稼働率の解消にはならないのではないかということで、そここのところの使い方がもったいないような気がします。

（事務局）

フィットネス系ということで、スタジオ以外に会議室もありますが、その他にも武道場がございまして、こちらは畳をひいていますが、壁にフィットネス系を想定してガラスをはめ込んでおります。ここは武道だけでは稼働率は低くなってしまうということがどこの体育館でもありますので、効率的に活用できるようにということでフィットネス系にも使えるようにということで鏡などを入れて充実させております。武道で使われていない時はこちらを利用させていただくということが可能になります。

体育館を視察しますと、土日はかなりいろいろな大会で利用されているのですが、平日は稼働率が低くなっているのでサブアリーナもありますので、そういったところも活用していくということも、

市場性調査の企業さんもおっしゃっておりますが、そういう活用の仕方もございます。実際に視察してみますと、利用されていない部分がある中で多くの方々が利用しているのがトレーニングジムということです。そういった調査結果を基にトレーニングジムを導入しようということになったのですが、それによって他のスポーツの活動の場がなくなるということでは困りますので、いろいろな状況を考えて、武道場やアリーナ、会議室等を有効に活用できるプログラムを実施できる管理者を募集したいと思います。

（小林会長）

ありがとうございました。

一通りご意見を伺ったところで、今日はあと二つ議題がありますので、新体育館についての本日のご意見はここまでにいたします。

指定管理者が今後のプログラム選定等を全部おやりになることも可能かと思いますが、市民の意見を聞く委員会があるとか、生涯学習部が間に入って指定管理者に市民の意見をぶつけるという仕組みができていれば市民の皆さんも安心かなと思いました。

それではその他のところの先に2番について進めたいと思います。その後3番としたいと思います。

（事務局）

【資料4】を示して「流山市生涯学習専門員の設置に関する規則の改正について」の報告

生涯学習専門員とは、市民への指導、相談、助言、育成を行う専門員であり、主にゆうゆう大学のカリキュラムの企画実施、家庭教育講座の企画実施等を行う。来年度のおおたかの森センター開設に伴い、1名増員し、12月に公募をかけて定員6名としたい。

（公民館行事のチラシの説明）

（小林会長）

ありがとうございました。

では続いてお願いします。

(事務局)

(続いて(1)と(3)について報告)

(1) おおたかの森センター等の指定管理者選定について報告。

- ・設置管理条例についてはご審議いただき決定した。
- ・10月15日・16日に平成27年4月からおおたかの森センター及びおおたかの森子ども図書館、学童クラブを管理運営する指定管理者の選考会開催。5団体の応募があり、指定管理者候補※として1団体が決定した。

(※最終的には議会で指定を受けなくては決定にならないため候補者としている。)

- ・建物は現在80%完成し、来年2月引き渡し、4月1日開館
- ・現在必要備品の契約関係は終了した。
- ・今後は、12月議会で指定された指定管理者と業務についての調整に入っていく予定である。

(3) 生涯学習審議会委員の改選についての報告

- ・現生涯学習審議会委員の任期満了は平成27年1月24日。
- ・10月21日広報ながれやまにて市民公募委員についての募集を掲載し、11月5日まで募集し、選考し来年1月中旬までには次期の新しい組織を編成させていただく。
- ・平成27年1月下旬から2月上旬にかけて改選後の第1回審議会を開催する予定。
- ・次期審議会においても、新体育館の料金設定、文化芸術振興条例と基本構想との絡みを含めて御協力いただきたい。

(小林会長)

ありがとうございました。その他はございませんか。

(事務局)

配布したチラシについて連絡

- ・流山の地名を歩く(博物館企画展)

- ・岡倉天心の映画「天心」
- ・におどり
- ・千葉県少年の主張大会の結果報告（新聞記事）
- ・平成２７年１月１１日に成人式開催

（事務局）

審議会ではいろいろとご審議くださりありがとうございました。２年間大変お世話になりました。小中併設校のおおたかの森センターについてもずっとご審議いただき、文化芸術振興条例についてもご審議いただき、条例についてご審議いただいた２年間だったと思います。一番心配しておりました新体育館についても、ようやく建設が進んでやっと管理運営のお話ができるようになりました。

生涯学習はその字のとおり、生涯の学習を支援するという部署ですので、審議委員を続けてくださる方、ご勇退される方、それにかかわらずどうぞこれからもご支援くださいますようお願いいたします。本当に２年間ありがとうございました。

（小林会長）

審議会の皆さん、いつも建設的な意見をいただきありがとうございました。必ず意見を言って帰るということで大変だったかと思いますがご協力に感謝いたします。

では本日の審議会は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

（ １６時００分 閉 会 ）